



上下水道



さらに詳しい情報は
東広島市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>



上水道

問 業務課 ☎082-423-6333

水道の使用開始または中止は、届け出が必要です。

水道の使用開始と中止

引っ越しが決まったら…

転入、市内転居の場合 使用開始届の提出

水道の使用
を開始

開始届（ハガキ）は、新しく入居した住宅の郵便受けやドアノブに備え付けています。記入例に従って記入し、郵送してください。（開始届がない場合は、業務課までご連絡ください。）
なお、電話による手続きはできません。

⚠ 届け出を行わずに無断で使用した場合は、停水処分をすることがあります。

転出、市内転居の場合 電話または市ホームページからの電子申請

水道の使用
を中止

- 1 水栓番号
（「納付書」「検針のお知らせ」に記載されています）
- 2 現住所・契約者氏名・電話番号
- 3 引っ越し予定日（最後に使用する日）
- 4 引っ越し先の住所・電話番号
- 5 精算方法（口座振替、納入通知書）をお伝えください。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合は、引き続き料金が発生することになりますのでご注意ください。

水道料金について

- 請求する料金は、2カ月分の基本料金と前2カ月分の使用水量に係る超過料金を合算した金額です。
- 使用開始後の最初の請求は、原則、基本料金のみ請求します。
- 使用を開始した月または中止した月の連続した使用日数が15日以内のときは、当該月の基本料金は半月分の料金として計算します。
- 水道料金を指定納期限内に支払うことができない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金は、**下水道使用料などと合わせて奇数月に請求**します。

水道局から郵送する納入通知書で、下記の取扱金融機関、コンビニエンスストア（一部を除く）、水道局及び各支所で支払えます。納入期限は、奇数月の末日です。なお、末日が金融機関などの休業日の場合は、翌営業日となります。

また、口座振替でお支払いいただけます。

取扱金融機関

広島銀行／山口銀行／もみじ銀行／広島信用金庫／呉信用金庫／しまなみ信用金庫／広島市信用組合／広島県信用組合／中国労働金庫／広島中央農業協同組合／芸南農業協同組合／広島県信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行（納入通知書による納付は、広島県・山口県・岡山県・島根県・鳥取県内のゆうちょ銀行支店や郵便局で取り扱います）

上下水道



上水道

水道に関するお問い合わせ

水道局

（〒739-0025 西条中央2丁目5-18）
※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
平日8:30～17:15

- **水道の使用開始・中止、使用者などの変更、水道料金についてのお問い合わせ**
業務課 ☎082-423-6333 / ☎082-422-0336
- **漏水修理・断水についてのお問い合わせ**
給水課 ☎082-421-3665 / ☎082-422-0440
- **夜間・休日（緊急のお問い合わせ）**
吾妻子浄水場 ☎082-425-1381

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです!

水道局または取扱金融機関でお申し込みください。

お支払日は**奇数月の26日**です。

必要なもの：通帳、届け出印鑑、水栓番号のわかるもの（「検針のお知らせ」など）

（以下は広告スペースです）

診療時間 平日/午前9:00～12:00
午後4:00～7:00
再診の方はオンライン予約ができます。
（詳しくはホームページより）

休診日 日曜日、祝日

ペットドクター動物病院
獣医師 加藤達也

URL:<http://pet-doctor.jp/>
東広島市高屋町中島512-1

☎(082) **491-0887**
株式会社 P.D.

有限会社
21世紀動物病院

THE 21ST CENTURY ANIMAL HOSPITAL

日曜・祝日も診療

休診日/毎週木曜日

診療時間
9:00～12:00 往診・予約診療
13:00～20:00 診療 受付は19:30まで
午後は予約の必要はありません

東広島市西条町御園宇6091-11
スポーツクラブ・ルネサンス向い

TEL FAX **082-431-5512**

非鉄金属・鉄くず
高価買取
産業廃棄物 収集運搬・処分
一般廃棄物 収集運搬

(株)河谷商店
東広島市河内町入野 1199-1

☎ **082-437-1312**
FAX **082-437-1487**



下水道・浄化槽

問 下水道管理課
下水道施設課

☎082-420-0957 FAX082-422-5261
☎082-420-0403 FAX082-420-0404

きれいな水で、快適な暮らしを

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域に住んでいて、下水道の接続をしていない人は、早めに接続工事をお願いします。

排水設備工事、下水道の正しい使い方や水洗便所改造資金貸付制度については、下水道施設課にお問い合わせください。

下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは2カ月ごとで、**上水道の料金と一緒に請求します**。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

公共下水道事業受益者負担金(分担金)

公共下水道工事完了後、下水道が利用できるようになった区域を告示(供用開始告示)します。その翌年度に、その区域の土地所有者などに対して、受益者負担金または受益者分担金がかかります。

受益者負担金

- ・東広島処理区・黒瀬処理区・安芸津処理区・白市処理分区
…土地の面積×600円/㎡
- ・河内処理分区…公共ます1基あたり25万円

受益者分担金

- ・入野処理分区…公共ます1基あたり25万円
 - ・福富処理区…公共ます1基あたり30万円
 - ・豊栄処理区…公共ます1基あたり35万円
- ※ただし、河内・入野・福富・豊栄処理区で1つの公共ますを複数の者が共同で使用する場合は、使用者ごとにそれぞれの額がかかります。

農業集落排水

問 ①~②下水道管理課 ☎082-420-0957 FAX082-422-5261
③下水道施設課 ☎082-420-0403 FAX082-420-0404

①農業集落排水の役割

農業集落排水事業は、生活排水などの汚水を処理する施設を整備し、農村地域の環境改善を図ることを目的としています。

②使用料

◎農業集落排水処理施設使用料表
(2カ月 消費税と地方消費税を含む)

(1) 井戸水などを使用されている場合

基本使用料	使用人員割使用料
1世帯または1事業所に つき5,720円	世帯人員または処理対象人員 1人につき1,320円

(2) 水道水のみを使用されている場合、または排除水量

基本使用料	超過使用量
38㎡まで7,040円	38㎡を超えると、1㎡につき330円

③加入金

処理区域内において新たに施設の使用を開始しようとするときは、加入金として25万円を納付していただくこととなります。

浄化槽

問 環境対策課 ☎082-420-0928

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や清掃の実施および法定検査の受検が必要です。

(以下は広告スペースです)

ごみのことなら
何でもご相談ください

東広島市一般廃棄物収集

産業廃棄物収集運搬業
許可番号 第03405132436号
特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号 第03455132436号



(株)原田金属クリーナー

東広島市志和町冠2666番地

TEL082-433-3688

FAX082-433-3699

浄化槽清掃・維持・管理・し尿汲取

有限会社

宗藤企業

東広島市西条西本町15番4号

☎(082) 423-2785

FAX(082) 424-3655



株式会社 ヒロタニ

自動車内外装

防音・遮熱部品製造

〒739-0269

東広島市志和町志和堀 1153-10

TEL.082-433-6600

URL <http://www.hirotani.co.jp>

